

お知らせ

防災行政無線の定時放送時刻が変わります
◆ご注意ください◆

放送時刻 17時

曲名 野バラ

☎ 生活安全課⑨2282



軽自動車等をお持ちの方へ
手続きはお済みですか?

軽自動車やバイク等の税金は、4月1日現在の所有者の方に納税していただいておりますが、現在所有している車両について、次のような場合は至急手続きが必要です。

- ①住所を変更するとき
- ②車両を譲渡するとき
- ③盗難(ナンバープレートも含む)にあったとき
- ④所有者を変更するとき
- ⑤名義人が死亡したとき
- ⑥使用できなくなり車両を処分するとき

分するときは
⑦すでに車両を持っていないとき

また、これらの手続きをほかの方に依頼した場合は、手続きが完了しているかご確認ください。

種類	問合せ先
原動機付自転車 (125cc以下のバイク)	税務課町民税係 ☎2152
小型特殊自動車 (農耕用など)	埼玉運輸支局 ☎050-5540-2026
軽二輪・小型二輪 (125ccを超えるバイク)	軽自動車検査協会埼玉事務所 ☎050-3816-3110
軽自動車四輪	

平成27年度 町臨時職員の登録

町では、職員に欠員が生じた場合などに一定の期間、業務を補助していただくため、臨時職員を採用することがあります。臨時職員は、あらかじめ登録された方の中から、その都度希望等を勘案し採用しています。
登録をご希望の方は、市販

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

期間	4月1日(水)～6月1日(月) ※土・日曜および祝日は除く
縦覧できる範囲	伊奈町に土地または家屋を所有する納税者および同一世帯の親族、または委任状を持参した方は、納税義務を負っている資産(土地である場合は土地、家屋である場合は家屋)に係る縦覧帳簿のみご覧いただけます。
必要な物	印鑑および本人の確認ができる書類(運転免許証、健康保険証等)
費用	無料

固定資産課税台帳の閲覧

期間	4月1日(水)～ ※土・日曜および祝日は除く
閲覧できる範囲	伊奈町に資産を有する納税義務者および同一世帯の親族、または委任状を持参した方は、その納税義務に係る固定資産。伊奈町内の土地を借り受けている方は該当する土地について、家屋を借り受けている方は該当する土地および家屋についてご覧いただけます。
必要な物	印鑑および本人の確認ができる書類(運転免許証、健康保険証等) ※借地、借家人の方は、賃貸借契約書や賃借料の領収書等事実を確認できるものの提示をお願いします。
費用	縦覧期間(4月1日～6月1日)に限り納税義務者は無料。それ以外の期間および借地、借家人の方は、1件150円の手数料がかかります。

場所 役場税務課窓口
時間 8時30分～17時15分

☎ 税務課固定資産税係⑨2154

広告

2月1日 パソコン修理・データ復旧のデジタル・パソコンクリニック
バリュープラザ上尾愛宕店オープン!

使用しているパソコンが、画面が出ず起動しない・インターネットに接続出来ない・パソコンの操作方法がわからない等
お困りごとはありませんか?

お客様の大切なデータを守りながら修理します。
出張見積・来店見積、無料です!!

お気軽にご連絡・ご来店ください!お待ちしております。

〒362-0034 埼玉県上尾市愛宕3-1-40 バリュープラザ上尾愛宕店2階
デジタル・パソコンクリニック 【電話番号】048-673-4900
【店舗受付時間】午前10時～午後7時 【電話受付時間】午前9時～午後10時

・・・ 従業員募集中 ・・・
～外構工事・墓石工事等の現場作業～

とう せい
有限会社 東 成

TEL 048-722-3020 FAX 048-722-7621
伊奈町大字小室5506-2 (いな穂街道沿い)

※掲載希望の方は、掲載希望月の前々月20日までに、持参または郵送で秘書広報課広報係まで。ただし月により締切日が変わりますのでお問い合わせください。

伊奈町子育て支援センターへ遊びに来ませんか?

《3月のご案内》

	曜日	時間
利用時間	月曜～金曜	9:30～12:00
電話相談		13:00～16:00
午前利用できない日 (13:00～利用可)		3日(火)・4日(水) 10日(火)・13日(金) 17日(火)・27日(金)

年齢別に合わせた遊びや歌を楽しみましょう。
時間…10:30～11:00

日程	事業名	対象
5日(木)	0歳児遊び広場	0歳児と保護者
12日(木)	1歳児遊び広場	1歳児と保護者
19日(木)	2歳以上児遊び広場	2歳以上の幼児と保護者

※第1、3月曜日午前はサークル貸出日となっています。(広報発行後予約が入る場合がありますので支援センターにお問い合わせください)

詳しくは町ホームページや子育て支援センターだよりをご覧ください。

「つどいの広場」開催してます!

どんどこころ? ・親子で遊ぶ場所です
・常駐のスタッフがいます
場所: ふれあい活動センター(ゆめくる)児童室

開催日	時間
月曜日	13時～16時
水・金曜日	9時～12時

※祝日は開催していません。

http://www.town.saitama-ina.lg.jp/
☎ 伊奈町子育て支援センター(北保育所内)
☎728-3482
月～金9時～17時(祝日を除く)

交通安全共済

埼玉県市町村交通安全共済は、不幸にして交通事故にあられた家族への経済負担を少

の履歴書に必要事項を記入、押印し、写真を貼って総務課までお持ちください。
3月2日(月)から随時受け付けます。履歴書の有効期限は平成28年3月31日(木)までとなります。
なお、提出された履歴書は返却しません。
職種 一般事務・保育業務・調理業務・その他
年齢 平成27年4月1日現在で69歳までの方(生年月日が昭和20年4月3日以降の方)
☎ 総務課(内)2222

生活安全課窓口に

加入申込書は生活安全課で配布しています。
※申込書は生活安全課で配布

しても軽くするために設けられたもので、加入者の拠出金(会費)により、見舞金を支払う相互扶助の共済組合です。万一の交通安全害に備えて加入しましょう。
会費(年額) 大人900円、中学生以下500円
共済期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
加入資格 町に住民登録または外国人登録してある方および加入資格者の被扶養者で、修学のため町外に転出している方
☎ 加入申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて生活安全課窓口へ

労働法が変わります

4月からパートタイム
正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大や、パートタイム労働者を雇い入れたときについては雇い入れの内容について事業主に説明義務が生じます。また、雇い管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合の事業主名公表の措置などの「法の实效性を高めるための規定」の

現在加入している方は3月末日で加入期間が満了となりますので、継続加入されることをお勧めします。
☎ 生活安全課(内)2284

863-7861

空き家トフル110番
空き家の所有者や相続人、近隣の方からの空き家に関するトラブルなど、無料で電話相談に応じます。
日時 3月15日(日)10時～16時
相談電話番号 872-18055(当日のみ)
☎ 埼玉司法書士会事務局

固定資産税路線価図の公開は4月1日(水)から開始します
時間 8時30分～17時15分
閲覧場所 役場税務課窓口
費用 無料
☎ 税務課固定資産税係(内)2154

新設などが行われます。
詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-10.html
※パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正社員の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことです。
☎ 埼玉労働局雇用均等室
600-6210

広告

年中無休
24時間対応
霊安室完備
故人への思いあなたなら...

上尾伊奈斎場(つつじ苑)

身内の方々の希望をしっかりと聞き、予算に合った内容の葬儀を提供いたします。

身内のぬくもい

商工葬祭

☎ 0120-455-175
☎ 048-720-1971
伊奈町小室5215-1